



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 リンテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西尾弘之  
コード番号 7966 東証第 1 部  
問い合わせ先 常務執行役員  
総務・人事本部長 望月経利  
(TEL. 03 - 5248 - 7711)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 121 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

(1) 当社では、これまでも経営における具体的な取り組みとして、取締役の任期を 1 年とすることで株主の皆様に対する取締役の責任を明確にしているほか、執行役員制度の導入により、意思決定と業務執行を分離することで取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図ってまいりました。

今回、議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしましたので、現行定款に所要の変更を行うものであります。

(2) 当社の今後の事業拡大に備え、また、事業目的を整理することを目的として、現行定款第 2 条の変更を行うものであります。

なお、本定款変更議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日

以 上

平成 27 年 5 月 8 日

## 定款一部変更に関するお知らせ

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 接着テープ、接着シートおよび接着剤等の製造、加工および販売 2 紙、パルプの製造、加工および販売 3 工業用、建築用、家庭用等の合成樹脂材料の製造、加工および販売 4 前各号に関連する機械類の製造、販売、修理および保守管理 5 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具および試薬の製造ならびに販売 6 <u>建築工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ガラス工事業および内装工事業</u> 7 不動産の売買、賃貸借および管理 8 産業廃棄物の収集、運搬および処理業務 9 一般貨物自動車運送事業 10 前各号に付帯するいっさいの業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 接着テープ、接着シートおよび接着剤等の製造、加工および販売 2 紙、パルプの製造、加工および販売 3 工業用、建築用、家庭用等の合成樹脂材料の製造、加工および販売 4 前各号に関連する機械類の製造、販売、修理および保守管理 5 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具および試薬の製造ならびに販売 6 <u>土木建築工事業</u> 7 不動産の売買、賃貸借および管理 8 産業廃棄物の収集、運搬および処理業務 9 一般貨物自動車運送事業 10 前各号に付帯するいっさいの業務
(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> 3 会計監査人
第4章 取締役、取締役会および執行役員	第4章 取締役、取締役会および執行役員ならびに <u>監査等委員会</u>
(員 数) 第18条 当会社の取締役は 12 名以内とする。  <新 設>	(員 数) 第18条 当会社の取締役 ( <u>監査等委員である者を除く。</u> ) は 12 名以内とする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」と言う。）は 4 名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は株主総会において選任する。  ② <条文省略> ③ <条文省略>	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② <現行どおり> ③ <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠により選任された監査等委員の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 24 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 25 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 25 項～第 26 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 27 条～第 28 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p>第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任があつた株主総会後、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程) <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	<削 除>
(報酬等) <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削 除>
(監査役の責任限定契約) <u>第 37 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	<削 除>
第 <u>6</u> 章 計 算 第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 <条文省略>	第 <u>5</u> 章 計 算 第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 <現行どおり>

以 上